

「京都市伝統産業未来構築事業」支援業務 仕様書

1 業務名

「京都市伝統産業未来構築事業」支援業務

2 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 事業目的

需要の低迷や後継者・技術者の不足により、出荷額や従事者数が減少するなど厳しい状況にある伝統産業を活性化し、持続可能な産業へと発展させるとともに、活性化に資する好事例・先行事例を創出し、業界全体に波及させることを目的とする。

4 業務内容

「京都市伝統産業未来構築事業」は、本市指定の伝統産業製品74品目の業界団体及び伝統産業事業者を含む3者以上のグループが、自主的に又は他分野の事業者等と連携して取り組む、販路開拓・拡大、新商品開発を含む商品力の向上、後継者・技術者の確保・育成、確保が困難な道具・部品対策、伝統産業製品の海外展開等の各事業に対し、補助金を交付するものである（事業詳細は別紙「(参考)京都市伝統産業未来構築事業について」参照）。

本業務においては、業界団体等がこの補助金を活用した事業に取り組むに当たり、以下のとおり、伝統産業の活性化に向け、より効果的な取組となるよう年間を通じた支援を行う。

(1) 説明会及びセミナーの開催

ア 補助金交付対象事業募集期間中に、事業概要を周知する説明会を開催し、過去に採択した先進事例の紹介などを行う。

イ 補助金交付対象事業決定後、本市と協議のうえ、適切な時期に、対象事業の内容に応じた講師を招いたセミナーを開催し、各事業内容のブラッシュアップに向けた助言を行うとともに、業界団体等の交流の機会を設ける。

(2) 進捗管理

補助金交付対象事業決定後、それぞれの事業の進捗について、ヒアリング等により把握し、適宜、本市に報告する。

(3) 個別相談対応

補助金交付対象事業決定後、進捗状況の確認時に把握した課題等については、随時、解決に向けた相談対応を行う。別途、必要に応じて個別相談会を実施する。

(4) 積極的な伴走支援

採択事業のうち、将来的な成果が期待できるが、現状においては支援の必要性が高いと判断される事業については、本市とも協議のうえ、専門的なアドバイス、専門家・他分野の事業者とのマッチング等、上記(3)の個別相談対応に加え、積極的な伴走支援を実施する。

(5) 成果発表

原則として、全ての補助金交付対象事業者の経過及び成果を取りまとめるとともに、広く公表することで、補助金対象事業者以外の業界団体及び事業者へ本事業の効果を波

及させる。

(6) 事業実績報告書の作成

補助金の交付を受けた事業者等の事業実績をまとめた報告書を作成し、交付対象事業の目標達成状況など、補助金交付の効果を可能な限り明確に記載するとともに、上記(1)説明会及びセミナーや上記(3)の個別相談会の内容も記載する。

(7) 過去の採択事業の実績の把握

必要が生じた場合は、過去の採択事業について、現時点の売上や雇用者数などの実績を把握するための調査を実施する。

(8) その他、前各号に定める取組に付随する業務

5 業務体制

本業務の遂行に当たっては、委託業務を総括する責任者を置き、本市、関係者との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。また、何らかの事由により責任者が従事できない場合に備え、責任者を代理する担当者を置くこと。

6 業務報告

委託業務完了後、速やかに報告書を作成し、上記2の事業期間内に書面1部及び電子データで本市に提出すること。報告書については、以下の内容を含むこと。

- ・ 実施事業の概要（写真を含む）
- ・ 伴走支援の具体的な内容
- ・ 実施結果、効果測定

7 留意点

(1) 協議事項

本仕様書に記載のない事項又は本業務の遂行に当たり、仕様書に疑義が生じた場合には、受託者は、本市と協議を行い、双方が誠実に対応すること。協議が整わないときは、本市の指示するところによる。

また、本業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

(2) 個人情報等の保護

委託業務の運営を通じて取得した個人情報については、本市個人情報保護条例等に基づき、別紙（個人情報取扱事務の委託契約に係る仕様書）のとおりとする。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

(4) 著作権

成果物の作成過程で発生した当該業務に固有のアイデア、デザイン等の著作権は全て本市に帰属するものとする。

(5) 引継ぎ

令和7年度と受託者が変わる場合は、契約期間の終了後であっても前受託者から引継ぎを受け、円滑に業務を遂行すること。

(6) 本事業に係る監査への協力

受託者は、本事業に係る会計検査や業務監査が行われる場合は、契約期間の終了後であっても協力すること。

以 上